

# 10/31 未来投資会議 構造改革徹底推進会合

## 「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」会合

### （PPP／PFI）（第1回）

---

#### （開催要領）

1. 開催日時：2016年10月31日（月） 10:00～11:30
2. 場 所：合同庁舎第4号館11階第1特別会議室
3. 出席者：  
越智 隆雄 内閣府副大臣

竹中 平蔵 東洋大学教授・慶応大学名誉教授

#### （議事次第）

1. 開会
2. PPP／PFIの活用促進について
3. 閉会

#### （配布資料）

- 資料1 : 竹中会長提出資料
- 資料2 : 内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
- 資料3 : 内閣府（地方創生推進事務局）提出資料
- 資料4 : 総務省提出資料
- 資料5 : 財務省提出資料
- 資料6 : 文部科学省提出資料
- 資料7 : 厚生労働省提出資料
- 資料8 : 経済産業省提出資料
- 資料9 : 国土交通省提出資料
- 参考資料 : 事務局提出資料

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ただいまから「未来投資会議 構造改革徹底推進会合『第4次産業革命(Society5.0)・イノベーション』会合(PPP/PFI)」第1回会合を開会する。まずは、越智副大臣から御挨拶をいただきたい。

(越智副大臣)

構造改革の総ざらいを行い、成長戦略をさらに加速するために、新たな司令塔としてこのたび未来投資会議を設置した。そして、未来投資会議のもとで、専門的な検討を深めていく場として、主要分野別構造改革徹底推進会合を設け、第4次産業革命(Society5.0)・イノベーション分野については、竹中平蔵東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授に会長をお願いさせていただいた。専門的な観点から議論をリードしていただけるように、心からお願い申し上げる。

本日は、PPP/PFI分野についての議論の第1回目。PPP/PFIについては、日本再興戦略2016において、2013年度から2022年度の事業規模目標を21兆円に設定したところ。中でもコンセッション方式については、これまでの空港、上下水道、道路に加え、新たに文教施設と公営住宅について数値目標を設けるなど、さらなる案件拡大を推進しているところ。

本日は、過去の日本再興戦略の総ざらいと、日本再興戦略2016に掲げた施策についてフォローアップを実施する。課題解決に向けて、各府省が一丸となった具体の取り組みが進むよう、各府省の最大限の御協力をお願いしたい。

(竹中会長)

9月に未来投資会議が発足した。そして、新しい体制で成長戦略の進化に取り組むという状況になっている。このPPP/PFI、コンセッションについては、2013年の成長戦略を策定して以来、産業競争力会議において皆様と議論して必要な施策を取りまとめた。その議論をこの場でさらに引き継ぐことになった。皆様方の御協力を改めてお願い申し上げます。

今日はその意味では再スタートの第1回目。今回から新たに議論に加わった方もいるので、冒頭に、私から、これまでの成果の確認と、今我々が直面している課題、今後の進め方について意見を表明させていただき、それから皆様方の御意見を伺いたい。

資料1に沿って説明させていただく。

3ページ目、これまでの成果の確認である。公共事業を民間に任せたいが、制度の壁にぶつかっている。自治体の首長などにこうした点からヒアリングを行い、具体的な課題を出してもらい、関係府省に解決してもらおうということ

案件の具体化を図るというスタイルで議論を進めてきた。こういう進め方は、皆さんの御協力を得て、かなりうまく機能したのではないかと思う。

4 ページ目、具体的な課題を出してもらったおかげで、取り組みが大きく進捗している。2011年にコンセッションの制度自体はつくられたが、活用に課題がたくさん残っていた。この状態で始まった議論は、ここに記載したとおり、4 度に及ぶ法制度の改正、制定につながり、大きな改善になったと思っている。

5 ページ目、法制度以外にも、成長戦略では数値目標を具体的に設定して、関係府省に案件を掘り起こしてもらい、民間運営のメリットを国民に感じてもらえるようなモデルケースづくりに取り組んできた。また、民間主体から規制改革のアイデアを出してもらい取り組みも始めることができた。

6 ページ目、数値目標については、今年度末に期限が来る空港・上水道・下水道・有料道路のうち、既に空港と有料道路が達成済みの状況、その他の状況はそこに書いたとおりになっている。

7 ページ目、空港と有料道路で生み出された案件は、財政面での成果にもつながっていることをここに書いている。例えば、新関空では1.2兆円に及ぶ借金の返済にめどが立った。国から会社に入れていた補助金を一掃することにつながった。仙台空港では、毎年1.7億円前後の赤字を生んでいたわけだが、国の負担はゼロになる。それだけではなく、運営権者から国に22億円のお金が支払われることになった。愛知県の有料道路では、今、30年間で10%を大幅に超える収支改善が可能という提案も出てきている。いずれも、民間の経営者の目線で見れば行政の事業には効率化の余地があるということの証しではないかと感じている。

8 ページ目、成果は財政面にとどまらず、地域活性化、成長戦略につながってきていると思う。仙台空港では、ターミナルビルの商業施設を大幅に改善、増加する提案が出てきている。愛知県の有料道路では、パーキングエリアの商業施設の増強であるとか、ホテルの整備といった提案が出ている。いずれも行政による運営では生まれ得ない提案であり、行政の独占が機会損失を生んでしまっていたことの証しではないかと感じる。

9 ページ目、ことし前半の議論では、空港における民間ならではの観点からの規制緩和要望も得ることができた。そこに記している。

11 ページ目、以上のように、制度整備は徐々に成果につながっており、これは大変評価できる喜ばしいことである。ただし、まだ十分に課題が解決されているわけではない、残った課題があることも事実。こうした残された課題の解決策の多くを日本再興戦略2016に掲げている。議論が進んでいることもあり、課題はある意味で細かく専門的になっているのだが、その改革の魂、初心を忘

れずに、重要な部分、戦略は細部に宿るということを念頭に置いて、今後も進めていく必要がある。大きく整理すると、残された課題と解決策は、11ページに記載した4つの問題意識に分類できる。この関係府省には、解決の実現に向けた努力をぜひお願いしたい。

14ページ、これからこの会合での議論についての私としてのたたき台をお示ししている。

まずは、日本再興戦略2016の進捗状況をしっかりとフォローアップをして、遅れている部分については、この会合で個別に取り上げて議論の加速化をお願いすることが重要である。また、今年度末に集中強化期間が終了する空港・上下水道・有料道路については、しっかりと目標の達成状況を評価しなければならない。それと、来年度以降の枠組みを決めることが重要になってくる。これが1番である。

次に、コンセッション事業にリスクをとって参入している企業から意見を聴取して精査した上で、投資環境の向上に資するような内容は政策に反映していくことが重要ではないかと考えている。というのは、これまでの議論は、主として自治体から話を伺って案件をつくることに力点を置いていたが、実際に案件が出てきて投資をする企業が出てきた。その意見も把握していくよい機会ではないかと思う。案件の量を確保することはもちろん大切だが、それをしっかりと進める、つまり、質の確保も大事だという意味で、この2点目を掲げている。

最後に、依然としてモデルとなるようなプロジェクトを生み出すことの重要性は低下していない。特にこの資料に記載したような重要案件については、着実に進捗管理をして、障害等があれば解決のための議論を行うことが重要。

この②と③については、この会合でヒアリングをする形もあり得るかと思っている。

以上が、私の考えである。

副大臣、関係者の皆様の御意見をいただいて、ブラッシュアップをしていきたい。その上で、各省の皆様にご協力をお願いしたい。福田官房長官補佐官にも、これまでと同様、引き続きこの議論に参画をしていただきたい。

以上であるが、日本再興戦略2016のPFI記載部分に項目を中心に、関係省庁より順に進捗状況の御説明を簡潔にお願いしたい。

まず、内閣府のPFI推進室。

(木下内閣府PFI推進室長)

日本再興戦略2016の部分について、御説明する。

再興戦略の中では、案件形成に当たって複数施設等を対象にした複合的・一体的な公共施設等運営権方式活用を検討するとあり、現在、民間資金等活用事業推進委員会という法定されている委員会があるが、その委員会の中に3つの専門部会を設け、その中の1つの事業部会で、広域化やバンドリングといったことについて、今、検討を始めようとしている。29年2月には、まとめた上で、推進会合に報告するというタイミングで進めたいと思っている。

2つ目、水道事業等における公共施設等運営権方式の導入の可否を検討する際に、海外における先行事例を収集し、結果を周知するといったこと。本年6月に、内閣府、厚労省等々のメンバーで、フランス、イギリスに海外調査団を出しまして、5日間、いろいろなところにヒアリングしていただき、8月に報告書を公表している。周知の件だが、本年10月にはフランスのリヨン市長にもお越しいただき、「水道事業における民間活用とイノベーションに関するシンポジウム」を開催し、主に地方公共団体の首長などを狙い募集をかけ、そういった方々に周知を図った。

3点目、公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、繰上償還をする際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得ると書いている。

ここで代替措置のところについてだけ御説明するが、この前の平成28年度第2次補正予算におきまして、上下水道コンセッション事業について、コンセッション事業導入の前提となるデューディリジェンスや導入可能性調査といったものに100%の補助をする予算措置といったものを、関係機関の御協力を得てまとめている。全部で14億円弱ぐらいの規模を確保したところ。

4点目、今後の案件拡大に向けて、民間企業との対話の場を速やかに設け、意見聴取を行い、内容を取りまとめるといったところだが、これは私どもではないので、日本経済再生総合事務局でアンケートをやっていた。必要に応じ、今後、ヒアリングを実施することも考えている。

2ページ目、再興戦略の中では、これまで民間企業が担っていなかった分野が民間企業に開放されることにより生じる人材ニーズとは、どんなものがあるのか把握し、また、適切な産業としての発展がなされるように、必要な環境整備を図るという項目がございます。ここも先ほど御説明したが、民間資金等活用事業推進委員会の事業部会におきまして、本年度中に検討してまとめるといったことを考えている。

最後、先行案件の横展開を図る上で、PPP/PFI地域プラットフォームの取り組みを推進し、運用を工夫するという欄がある。内閣府としても予算措置をとっ

て、本年度、5つの地域を決定して、そこにコンサルタントの派遣などプラットフォームの形成について支援していく。結構要望が多くあり、その後、5つには漏れてしまったところについても、別途専門家の派遣といったことで手厚くフォローアップをしていきたいと考えている。これからの話だが、地域プラットフォームの運用マニュアルについて、本年度中に作成するといったことで話を進めている。

(竹中会長)

それでは、内閣府地方創生推進事務局にお願いします。

(藤原内閣府地方創生推進事務局審議官)

特区の御説明をさせていただく。

資料3をご覧ください。

この数ヶ月で目に見える形で動き出した事業ということで、この愛知県の有料道路コンセッション事業を中心に御説明させていただく。

資料の一番最後からで恐縮だが、6ページをご覧くださいと、簡単に経緯を書いているが、安倍政権になって初めての成長戦略の中でこの事業について触れられている。その後、これを構造改革特区のメニューでやるのか、または、国家戦略特区のメニューでやるのかなど、さまざまな議論があり、最終的には、昨年成立した改正法の中で、この有料道路コンセッション事業はむしろ構造改革特区法のメニューとして規定されたという経緯がある。

成立は27年7月だったのだが、直ちに8月に区域計画を作成した。法律上、構造改革特区のメニューでも国家戦略特区の計画で直ちに認定できるといった規定があり、そういった意味でも第1号であるが、計画をすぐに認定して、10月に実施方針を公表した。この数ヶ月であるが、28年のところを見ていただければわかるが、6月24日に優先交渉権者の決定、8月に契約を締結、10月1日に具体的な事業が開始されたという経緯になっている。

資料を戻っていただき、1ページ目。

ここに「契約の相手方」とあるが、運営権者が愛知道路コンセッション株式会社ということで、資本金が4億8,000万円、代表企業が前田建設工業株式会社であり、全体の約半分の資本を持っている。そのほか、構成企業としても、森トラスト以下の民間企業から構成されている。契約期間は、先ほど竹中先生の紙にもあったが、30年間で運営権対価は1,300億円余りという形になっている。

10月1日に事業の開始のセレモニーがあったが、私どもの特区担当大臣、山本大臣も御出席され、このような御発言をさせていただいた。

次のページ、事業の中身は、8つの有料道路を1束にして路線全体で72.5キロだが、今まで愛知県の公社が運営していたものを、先ほどの民間に運営をお願いする形である。

3ページ、早速、目に見えるいろいろな事業が出てきている。中部国際空港連絡道路の料金引き下げなどを行っている。また、知多半島道路は、3割引。さらには下に書いてあるが、さまざまな設備、施設に対し、新規投資もなされつつあるということで、早速、コンセッションの成果が目に見える形で出てきている状況である。

本件については、参考資料以下は省略させていただくが、これは成長戦略の中でも書かれているが、特区の中で、関西空港あるいは仙台空港、民間に委託されているケースが空港の面でもどんどんふえてきている。また、福岡の港湾の話はPFIなどでも新たな規制緩和の要望なども出てきている。成長戦略に基づいて、まずは特区のワーキンググループで議論させていただいているが、こちらの未来投資会議とも連携して、さまざまな規制緩和の実現を図っていきたいと思っている。

(竹中会長)

それでは、総務省にお願いします。

(池田総務省自治財政局大臣官房審議官)

資料4、1枚紙の裏をご覧ください。

大きく分けて2つの項目がある。

まず、上だが、地方公共団体が行うコンセッション方式の準備事業等に関する負担について支援のあり方を検討することについて、現在の取り組みの状況だが、右側にあるように、地方公共団体が国庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、地方交付税措置を講じている。

下の地方公共団体が管理する公共施設等についての標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定、支援の方策を検討するということだが、右側に3つの項目を記している。

まず、1番上だが、固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類等を、原則として3年間、これは27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請している。これにあわせて、マニュアルの公表、ソフトウェアの無償提供、研修等の充実・強化を行うとともに、

特別交付税措置等を行い、整備を促進しているところ。その下の括弧書きに今年3月時点の数字が書いてあるが、29年度末までには98.8%の団体で作成予定となっている。

2番目は、公共施設等総合管理計画についてである。これについて、説明会などの実施、Q&A、優良事例の紹介、そして、特別交付税措置を講ずるといったことによって、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定するように要請しているところ。その括弧書きにあるように、今年度末、平成28年度末までに99.4%の団体で策定予定となっている。

3番目は、公営企業会計の適用について。これについては、平成27年度から31年度までの5年間で、公営企業会計が適用されていない下水道事業、簡易水道事業を中心に、その適用を要請しているところ。これにあわせて、マニュアルなどの公表、アドバイザーの派遣、研修の充実、取り組み状況の調査、地方財政措置等により、適用拡大の取り組みを促進しているところ。現在の取り組みの状況を、この括弧内に記している。

(竹中会長)

財務省、よろしくお願ひしたい。

(北村財務省理財局次長)

資料5に沿って、説明する。

上に、「日本再興戦略2016」の関係部分を再掲している。先ほど内閣府からこの中の代替措置について説明があったが、財務省としては、それと並んでいる補償金の免除・軽減の部分について、夏までに検討し、本年中に結論を得るとされている。

その下、進捗状況をご覧いただくと、現在、コンセッションを検討しているとされる上下水道事業のうち、先駆的取り組みとなり得るものについて、経営状況を分析中である。この分析を踏まえつつ、本年中に結論を得るべく、関係省庁において、運営権対価一括払い方式によるコンセッションの先駆的取り組みを推進するための支援のあり方について、その方法、対象、要件等の検討を深めていきたいと考えている。

(竹中会長)

よろしくお願ひしたい。

それでは、文部科学省、お願ひする。

(山崎文部科学省大臣官房文教施設企画部技術参事官)

資料6をごらんいただきたい。

文部科学省におきましては、日本再興戦略2016の中で、2018年度までの3年間で3件のコンセッション事業という目標を置かれている。それに当たっては、複合的運営であるとか、二重適用が不要となる手法などを検討するとともに、地方公共団体のコンセッション方式準備事業に関する負担について支援をする仕組みを検討することとされている。

下側のロードマップであるが、今年度前半で有識者の検討会を立ち上げて、8月末に中間まとめを出している。これを受けて、平成29年度概算要求で、地方自治体の取り組みを支援する要求をしているところ。あわせて、今年度内に報告書をまとめて、Q&A方式などで自治体がコンセッション事業を御検討いただけるように報告書をまとめようと思っている。その後、平成29、30年度で具体的な検討への支援ということだが、並行して、その下にも書いてあるが、地公体への働きかけを現在行っているところ。地域プラットフォームであるとか、有望な自治体に個別に働きかけているところであり、現在、下に書いてあるような取り組みを行っているところ。

次のページが、実際に夏に取りまとめた中間まとめの概要であるが、簡単に御説明申し上げると、2ページの下で、第2章、コンセッション方式は、地方自治体、地域の住民、民間事業者にとってもメリットがあるということを示した上で、3ページであるが、相乗効果によって来館者数が増えるであるとか、稼働率が向上するであるとか、新たな収入源が確保できるということを示している。その上で、柔軟な事業スキームであることを示している。コンセッションというと独立採算というイメージが強いが、公共が一部費用を負担する「混合型」であるとか、運営と維持管理業務を分けて一体的に行う「分離一体型」なども検討の視野に入るのでないかということが示されている。

その上で、2ポツに書いてあるが、今後、これは地方自治体と具体的な議論をして進める必要はあるのだが、具体的な論点として6つ掲げている。目的の明確化、多面的なコンセッション事業導入の判断基準、民間事業者へのインセンティブ、専門的人材の継続的な確保、早期の地方公共団体等の関係者の理解、指定管理者制度とコンセッション制度との二重適用についてといった点が掲げられている。これらの点については、今後、来年度概算要求している事業において、自治体と詰めて解決していきたいと思っている。

3ポツで、コンセッション事業の導入可能性が高い施設ということで、新規の施設整備や大規模改修を行うものであるとか、都市部で周辺施設も包含した複合的な運営が可能であるものであるとかということが示されている。

第3章では、国がそこに書いてあるようなことをしていくということであるが、先ほど示したロードマップで考えているところ。特に、関係省庁等との連携ということで、指定管理者制度との関係の整理は今年度中に行っていこうと考えている。

4ページ目は、先ほども触れた来年度の概算要求をしている事業である。

コンセッションを検討している自治体に対して先導的開発事業ということで、右下に「事業の仕組み」とあるが、文部科学省から地方自治体に委託をし、地方自治体からコンサルタントに再委託をして、その成果を自治体経由で文科省からいただくということである。

その中で、左に書いてある「事業の内容」であるが、事業の発案であるとか、具体化の検討であるとか、割と幅広くに地方自治体を使いやすいような経費を概算要求しているところである。また、本会議でも御支援をお願いしたいと思う。

最後のページだが、現在、竹中先生のペーパーにもあったが、文教施設の検討事例ということで、今、大阪市の新美術館が候補に挙がっているところである。この事業については、本年度の内閣府の事業であるが、高度専門家による課題検討支援の支援対象に決定しており、今年度から30年度にかけて設計し、建設をし、33年度に開館というスケジュールで動いているということである。

右側だが、奈良少年刑務所の赤れんが建造物、これは法務省の所管であるが、これは博物館等をつくるということなので、それを含めたコンセッションを導入することで検討していると聞いている。文化財の指定答申を経まして、今年11月の実施方針の公表、29年4月の事業者選定というスケジュールで進んでいるので、また連携して進めていきたいと考えているところである。

(竹中会長)

それでは、厚生労働省、よろしくお願ひしたい。

(橋本厚生労働省大臣官房審議官)

資料7をごらんいただきたい。

1ページ目、現在の推進方策の状況であるが、各方面への働きかけとして、官民連携推進協議会を27年度、28年度と開催している。また、手引きの作成なども行い、具体的な周知に努めている。

その下で、官民連携の推進方策ということで、現在、制度改正を検討中である。厚生科学審議会の中に水道事業の維持・向上に関する専門委員会を設け、コンセッション方式の推進方策など幅広い論点について、今、検討中、年内取りまとめ予定である。この中では、フランスやイギリスを初めとする海外事例

の紹介などもさせていただきながら、議論をさせていただいている。

論点であるが、その下に3つポツが書いてあるが、コンセッション方式は制度化されているわけなのだが、現在の水道法の体系との関係の中でいろいろと明確になっていないところもあるということで、なかなか現実的な選択肢となっていないという御指摘もあることから、民間事業者と地方公共団体との権利・義務関係の明確化等の観点から、法制的に必要な対応を検討することで検討を進めているところである。

もう少しかいつまんで申し上げると、水道法上の認可を受けることで民間事業者がこのコンセッション方式をやっていくことになったときに、地方自治体との関係で、どこまで水道法上の責任をその民間事業者が負うことになるのかというところが、必ずしも今の制度の中ではっきりしていないところがあるといったことが、民間事業者にとって二の足を踏む一つの原因になっているという指摘もある。一方で、民間事業者のほうが一時的に経営破綻をしたような場合に、水道事業をどうやって継続していくのかということが必ずしもはっきりしないところが、逆に自治体にとっては検討を躊躇する一つの原因になっている。こういった指摘もあるわけであり、そういったところを踏まえながら、今、法制的な中身の検討をしている状況である。

2つ目のポツであるが、民間事業者が将来の更新投資に備えるための税制上の措置を検討ということであり、後ほど出てくるが、コンセッション方式をとったときの費用の逡増する問題について、対応策を検討中である。

3つ目のポツとして、民間企業が水道事業の運営にかかわることを前提とした料金原価の算定方法を検討ということであり、総括原価方式で料金の算定をするという原則になっているが、民間事業者が運営権ということになった場合に、配当金であるとか法人税といったものの取り扱いがちゃんと総括原価の中に含まれることを明確化するという方向で検討しているところ。

そういった環境整備をしながら具体的な事例の把握に努めているところであるが、2ページのところをごらんいただくと、大阪市と奈良市が条例案の議会提出というところまでいった事例である。そのほか、広島県が具体的な検討を進めている状況である。

3ページ、さまざまな調査事業など、あるいは支援事業といったことの中では、広島県のほか、橋本市、紀の川市、奈良市、ニセコ町、こういったところで取り組みを始めている状況である。

4ページ、上にあるが、補助金の中であるが、PFI事業とかコンセッション事業について、27年度から28年度にかけて、こういった事業方式の場合にも補助金の対象になることを、交付要綱等の中で明確にしている。

5 ページ、この官民連携を進めていく上で、同時に水道事業者が非常に小規模なものが多いことが一つのネックになっているという指摘もあるので、広域化もあわせて推進したいということで、これまでもさまざまな取り組みを行っているが、先ほど申し上げた制度改正の検討の中で、このページの一番下の○であるが、安全、強靱で持続可能な水道を実現するための方策として、都道府県が主体となって広域連携を推進する協議の場を設ける、あるいは、国で基本指針を定めて都道府県で水道事業基盤強化計画を策定できるようにするといった中身などを、具体的な制度改正の中に位置づけようということで、年内取りまとめを目指して、今、検討中である。

6 ページの上であるが、具体的な予算の中で、今年度の第2次補正予算の中で、水道事業におけるコンセッション事業の推進に資する耐震化費用の20億ということで、こういったものを予算の中に盛り込ませていただいている。

最後、7 ページであるが、真ん中あたりに費用の問題を書いている。コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合に生じ得る事業期間後期に向けて費用が増加する課題を解決するため、関係省庁間等で具体的な対応策を検討中ということで、これについても何とか解を見出していきたいと思っている。

先ほど竹中会長から海外の好事例の日本への紹介あるいは制度面での細かな阻害要因の丹念な解消といった御指摘をいただいたわけだが、私どもとしても、こういった形で現状の阻害要因を何とか制度改正等の中でなくしていく。それから、海外事例も積極的に紹介していく、こういった取り組みをさらに進めていきたいと考えている。

(竹中会長)

それでは、経済産業省、お願いしたい。

(鍛冶経済産業省地域経済産業審議官)

資料8で御説明申し上げます。

1 ページ目、工業用水道事業には151の事業者がある。事業規模は上水道に比べてトータルで10分の1ぐらいになる。ほとんどが自治体で、一部工業団地運営の会社が事業を行っている。

2 ページ目、経産省として、工業用水道事業へのPFI導入ということで、累次、普及啓発や導入可能性調査などを行ってきており、汚泥処理等の一部分では4つほどPFIの実績が出てきている。

3 ページ目、上水道などと連携することで工業用水道事業にも、今後、コン

セッションのチャンスもあるであろうということで、厚労省と一緒にいろいろと地域でのビジネスマッチングとか、あるいは経産局レベルで普及セミナーなどをやらせていただいている。

4 ページ目、今後、コンセッションを進めるときに、先ほどの広域連携みたいな話もあり、そういう中で、IoTの活用といったことがある。ここはまさに民間の能力が発揮できる分野であろうということで、今年度から、少し実証事業のようなこと、これは工業用水道というよりも上水道事業のプロジェクトに軒先を借りているが、IoTをこの水道事業あるいは工業用水道事業にうまく活用するための勉強といったことも始めている。

5 ページ目、再興戦略2016の中で、まさに今後コンセッション方式を入れていく際に、先ほど厚労省からもあったように、どのように適正利潤を確保するのかといったことで、手続規定の整備が必要であるので、現在、審議会を回して、年内を目途に申請手続や認可基準についての明確化の手続きを進める。

(竹中会長)

それでは、国土交通省、お願いしたい。

(青木国土交通省道路局次長)

最初に、道路局から御報告をさせていただく。

資料9について、御報告の内容としては2点ほど。

1点目が、愛知県の公社の有料道路事業のコンセッションの話である。

再興戦略としては、1 ページに掲げているように、2013年、2014年に位置づけされたわけである。先ほど内閣府からの詳細な説明があったが、2 ページ目で書いているように、愛知県からの御提案をいただき、法律改正の検討をし、制度的な手当をし、先般10月からいよいよ運営開始という運びになったわけである。

今後の課題としては、この愛知県道路公社の先行事例を他の道路公社への適用拡大を図っていくことが重要かと考えており、例えば、公社の関係者が集まる会議においては、既にいろいろな情報提供を複数回にわたり実施しているところなのだが、いよいよ実際に事業の姿が見えてきたということであるので、内閣府と連携させていただき、プラットフォームなどにおいても、例えば、前田グループ自身からこの事業の取り組み状況とか今後の展望といったことについてもお話しいただくようなことを検討しているところであるので、こういったことも含め、横展開に国交省としてもしっかり取り組んでいきたい。このように考えている。

4 ページに、もう一点の今日の御説明事項であるが、再興戦略では2013年に位置づけられ、今後、社会資本の老朽化が進んでくるということで、特に首都高の老朽化を民間都市開発と一体的に行うといったことを、PPP事業を活用ということで位置づけられたものである。これについては、今後、確かにこういった老朽化が進んでいくので、PPPの活用は有効と考えており、ここのポツの2つ目に書いているように、26年5月に立体道路制度の活用範囲を広げる道路法などの改正を行い、一応制度的な対応はできたところであり、現在は具体的な案件づくりということであり、モデルケースとして設定をされた首都高の築地川区間というものがあるわけだが、ここの具体化を図るために、東京都中央区といった関係機関と検討会を設定し検討を進めているところ。

現在、これはメンバーではないが、具体的に展開していくことになると、デベロッパーとか、そういった関係方面の進捗状況をよく踏まえることが必要だと考えており、まだ具体化というところに来ていないが、また動きが出てきたら御報告をさせていただきたいと思っている。

国交省としても、しっかり支援させていただこうと思っている。

(松本国土交通省航空局審議官)

続いて、航空局であるが、資料9の6ページから御説明させていただく。

空港コンセッションの進捗状況の様子である。

まず、国の管理する空港であるが、仙台空港について、ことし7月に運営委託を開始している。高松空港は、先月9月6日であるが、募集要項を公表して、選定プロセスを進めている。福岡空港については、この夏、マーケットサウンディングを行って、その整理をしているところ。また、北海道の7空港、具体的には、新千歳、稚内、釧路、函館、ここまでは国管理の4空港、それから、市の管理する旭川、帯広と、道の管理する女満別であるが、これを一体的に運営委託できないかという考え方で議論している。具体的な作業としては、滑走路・ビル等についてのデュージェレンスを開始しているところ。また、欄外に書いているが、先般、広島県の知事から運営委託推進の方針が表明されている。また、関空・伊丹、但馬、神戸、静岡についても手続を進めているところ。

7 ページ、日本再興戦略において御指摘いただいた論点についての進捗状況である。先ほどの説明にもあったが、PFIアクションプランの集中強化期間の中で6件という目標が掲げられているが、これは達成しており、既に7件について導入もしくは具体的な手続が進められているところ。

8 ページ、具体的な規制緩和の御要望等を、空港運営権者からも提案いただ

いているので、その検討状況である。

1つ目、一番上の項目にあるが、保安区域内へ旅客以外の者が入場できないかという御提案である。これについては、私ども航空局と運営権者との間の具体的な議論として、まず、どのような利用者の範囲について立ち入りを認めるべきなのか、それをどのように管理するのかといった点について検討を重ね、課題の整理をしたところ。これについて、具体的な進め方として、例えば、段階的に進めるようなことができないかということ、現在、考えているところ。今後、これはセキュリティーの問題であるので、航空会社でありますとか、そういったところの関係者も含めて、いわゆるセキュリティー関係者を含めた議論に進めていきたいと思っている。

次のCIQ施設の点については、運営権者で、具体的にどのような計画に基づいてこういったレイアウト、再配置ということを進めていくのかということ、現在、具体的な内容を詰めているところであり、これを踏まえて関係省庁とも連携して取り組んでいきたいと思っている。

到着時免税店制度である。これは主に日本人客を想定していただければと思うが、日本人のお客さんが、外国の免税店でお土産を買うところを、日本に帰国する最後の段階で購入することになれば、言ってみれば、外国商機の内国化ということにも資するのではないかという観点から検討しているところであるが、これについては、具体的な法制度としては携帯品免税制度ということになるのだが、この税制改正要望を出しており、税務当局と議論を進めているところである。

その次のところの工事の時間制限であるとか、航空灯火の使用製品の範囲の明確化といった点もあるが、これについては、丁寧に運営権者にも御説明させていただき、疑問点についての解消が図られているかと思っている。

北海道の点は、複数空港という形で今までとは違うパターンであるが、これについては、現在、申し上げた7空港の一体的な民間委託といったことに向け、北海道であるとか、あるいは関係の自治体といった方々と協議会を立ち上げて議論を進めているところである。地元での考え方もだんだん整理を進めているところであり、年内には方向性をいただけるのではないかと思っているところである。

この課程で、市管理空港についての地方財政措置であるとか補助制度の取り扱いについても、検討をしているところである。具体的には、旭川、帯広であるが、これらについては、デューディリジェンスを進めているところなので、これの結果を踏まえて検討してまいりたいと思っている。

(森岡国土交通省水管理・国土保全局下水道部長)

続いて、下水道の取り組みについて9ページ以降で説明する。

再興戦略において、数値目標として6件、インセンティブの付与を検討することとされている。下水道については、平成26年3月にガイドラインを策定、公表している。具体の案件については、下に書いてあるように、4件について具体化し、残り2件については、資料1で御明示いただいたが、宇部市、須崎市について、具体化に向けた取り組みを行っているということである。インセンティブ付与に関しては、財政的・技術的な支援を実施しており、下に書いてあるように、多様な料金徴収方法を可能とすることに関する課題について、現在、関係省庁と対応中である。

10ページ、個別の事例の取り組み状況だが、第1号である浜松市については、右下の表にあるように、現在、具体の進捗を進めておるとのことである。大阪、奈良、三浦については、記載のとおり。なお、昨年10月に25自治体が参画する検討会を設置しており、それに加えてトップセールスを16自治体に対して行った。このうち前向きな自治体7都市に対して、現在、調査支援等を実施している状況である。

11ページだが、今まで申し上げたことを具体的に書いている。特に財政的支援のところをごらんいただくと、右上に書いてあるような都市に対して支援を実施するということである。

(石田国土交通省住宅局審議官)

続いて、公営住宅関係を御説明させていただく。

まず、12ページと13ページだが、13ページの過去の状況を踏まえて、12ページの下枠にあるとおり、再興戦略2016においてコンセッションや公的不動産有効活用などの3類型に該当するPPP/PFIを、ことしから3年間で6件という目標としている。

これについて、14ページ以下であるが、現在の段階、今年度に契約が見込まれるものが1件、来年度の契約が見込まれるものが3件、計4件までめどが立ったところである。

まず、14ページだが、今年度、神戸市の市営住宅の建てかえ事業において、市の提案が既に動き始めている。余剰地を活用しての民間の提案を募集しているものである。

15ページ以降が、来年度契約が見込まれるもの3件であり、まず、15ページが、東京の青山のアパートの建替の関係である。これについても、にぎわい施設等の提案を募集する方向で動いている。

16ページ、岡山市であるが、これは市営住宅の場所を変えて、操車場の跡地に持っていくとともに、それとあわせて民間企業の幅広い施設提案を求めるものである。

17ページ、来年度であるが、大阪府の府営住宅団地の再生とあわせて、民間で活性化に資する施設等を幅広く提案を求めることを予定している。

後ほど18ページ以降で現在の制度的な取り組みを申し上げるが、その制度的な取り組みを通じて残り2件のめどを早く立てたいと思っているところで、18ページは制度であるが、中央付近に●が3つ並んでいる。27年度から、まず、PFI等の検討をすること自体に民間事業者等に補助をするようにしている。また、中央の●、ハード事業をやるところの交付金について、PPP/PFIについては重点配分することを公共団体に明示するとともに、3つ目の●、特に可能性の高い団地の再生の事業については、PPP/PFIの導入後、検討することを事業採択の要件とさせていただいたところである。この辺を通じて、4件までめどが立ったので、残り2件、早急にめどを立てたいと思っている。

19ページは、昨年度の導入推進検討の審議対象とその結果である。この中でも、右の端にあるとおり、3類型に該当する可能性があって、実現可能性がある程度期待できるものが幾つかあるので、これを中心にフォローアップをしながら目標達成に努めていきたいと思っている。

(菊地国土交通省港湾局長)

資料9の20ページをごらんいただきたい。クルーズの関係で、海外の事例等を踏まえて仕組みを構築するということであり、海外の事例について調べたものを掲載させていただいている。アメリカあるいはヨーロッパ、アジア、この主要なクルーズターミナルの所有者あるいは運営者の属性を示している。全体として見れば、青い色をつけているところが民間がクルーズターミナルを運営している部分であるので、比較的民間事業者によって運営されているかなという感じがある。アジアについては、政府系が運営しているところもある。このようなことも踏まえて、仕組みづくりを考えていきたいと思っている。

21ページ。再興戦略2016の中で、既存事業とのイコールフットィングということで、既存の制度といわゆるコンセッション方式の適用を検討することと、指定管理者との二重適用の問題について検討するとされている。まず、イコールフットィングの関係であるが、今年の通常国会において港湾法を改正して、7月1日から施行しているが、民間事業者が行う旅客施設の建設・改良に対して、無利子の資金を提供できるような仕組みをつくっている。あわせて、旅客施設以外の施設については、民都機構を通じた低利融資、こうしたものの適用

が可能となっている。指定管理者との二重適用の問題は、PPP/PFI推進タスクフォースの個別会合におきまして、現在、博多港の国際ターミナルを事例に検討を進めているところである。福岡市の意向も十分に確認しながら、引き続き具体的な検討を進めてまいりたいと考えている。

22ページ。臨港地区関係であるが、まず、⑪臨港地区における旅客を対象とした商業活動を円滑に進める手法の検討と、MICE施設の周辺環境整備について、国家戦略特区等の活用と書いているが、まず、臨港地区における土地利用規制については、港湾管理者である自治体が条例で定めることにしている、博多港については、「福岡市長が指定する区域」という制度が整っている。地区を指定することにより、一般的な展示施設、会議施設、ホテル、商店等の建設も可能となっているところ。また、MICE施設の周辺環境整備については、社会資本整備総合交付金あるいはことし創設した旅客施設への無利子資金、さらには民都機構を通じた低利融資、また、今年度に拡充されている国際競争拠点都市整備事業も活用が可能となっている状況である。

⑫クルーズ船向けのターミナル、MICEについて、いわゆるコンセッション方式を活用したPFI事業の案件に関する数値目標の設定となっているが、まずは福岡市で今回ウォーターフロント地区再整備構想を策定されており、この3月にも市長からプレゼンをされております。我々としては、我が国で一番クルーズ船が寄港するのが博多港であるので、まずはこの博多港においてしっかりとしたコンセッション案件を形成していくことを最重要課題として、取り組んでいきたいと考えている。

(麦島国土交通省総合政策局審議官)

国土交通省、最後の23ページ以降であるが、再興戦略にも位置づけられている地域プラットフォームの取り組みの推進である。

24ページ、国交省地域プラットフォームについては、基本的にブロック単位のプラットフォームと自治体単位のプラットフォームで取り組みを進めている。ブロック単位のものは、まさに情報・ノウハウの不足というボトルネックを解消しようということでセミナーやシンポジウムを開催しており、自治体単位のプラットフォームは、まさに案件形成を推進するというところで官民間の対話を実際に推進しようということである。

25ページ、26ページが、具体的にブロック単位のプラットフォームで開催いたしたコアメンバー会議やセミナーの実績である。多くの方々に御参加いただいているが、この中で、コンセッションの取り組みの情報提供なども行っているということである。

27ページ、その中で、プラットフォームの運用の工夫ということで、首長の意見交換会を今年度から初めている。プラットフォームのブロック単位の取り組みを進めている中で、まさに首長のいろいろな決断、判断というものの情報交換をしたいという御意見をいただいたことを踏まえ、実際にこれを始めさせていただいている。今月、21日に関東で行わせていただき、まさに先週、中部で実施させていただき、大変多くの方々に御参加いただいた。

28ページは、自治体単位のプラットフォームである。27年度には12地域、28年度には7地域を選定し、取り組みを進めている。今後も、支援対象地域を拡充してまいりたいと考えているところである。

最後、29ページのところで、PPPサポーターというものを書かせていただいているが、これは、経験が豊富な自治体の職員をサポーターとして任命しながら、他の自治体に情報、ノウハウ、経験を伝えていこうという取り組みで、今年度から試験的に始めている。

(竹中会長)

幅広い御説明をいただいて、改めまして、このPPP/PFI、コンセッションが非常に大きな広がりを持っていることを実感したし、これが着実に動き始めているということも実感した。しかし、同時に、本当にまだスタートしたばかりの段階で、克服しなければいけない課題も非常に多いことも確認されたように思う。

ここで、福田補佐官に御発言いただきたいと思う。御承知のように、この会合の開催に先立って、補佐官のほうで推進タスクフォースの個別会合を開いていただいております、関係省庁の取り組み状況を確認していると聞いている。今の御説明も踏まえて、進捗状況がどのように評価できるか、評価に関してのコメントをお願いできればと思う。

(福田大臣補佐官)

先々週、先週にかけて、関係府省の取り組みについて個別にお話を聞かせていただき、それを大きく、「完了」、「可能なところまで完了」、「進行中」、「検討中」、「未着手」の5段階に評価をさせていただいた。定義としては、「完了」はもちろん終わっているということであり、「可能なところまで完了」は、法案の準備であるとか予算の要求であるとか、関係府省側ではできるところまで終わっているというものと定義した。「進行中」は、大体こういう方向で解決をしていこうという落としどころが固まり、あとは関係する方々と調整をして進めている段階のものになる。「検討中」は、取り組みの方向性自体、

どのように決着させるかということそのものがまだ関係府省間での協議を行っている段階であり、進める前の段階の議論を行っているものである。「未着手」は着手できていないということである。

さすがに「未着手」の案件は一個もなく、何らかの形で手をつけていただいている状況かと思うが、今回の議論で重要なのは「検討中」のものだと考える。「完了」、「可能なところまで完了」、「進行中」は、今の方向で進んでいくのが見えているものだとすると、「検討中」のものは方向性を早目に見出していく必要があるものだとということになると思うからである。

具体的な中身としては、空港に関する補助金、交付金のイコールフットィングや、文教施設、MICEやクルーズターミナルに関する指定管理者の二重適用という、既存制度とのイコールフットィング、整合性に関するものがひとつのカテゴリーしてある。

そして、クルーズターミナルのコンセッション。先ほど港湾局からの説明でもあったが、日本で初めての取り組みということであるから、具体的な中身をどうしていくのかということについていろいろと議論があるということ、これに関するものがもうひとつのカテゴリーとしてある。

最後、3つ目のカテゴリーとしては、上下水道事業関連の特に水道法の関連、繰上償還の関連である。

以上3つのカテゴリーについて、関係府省において早めに方向性を見出し、「進行中」にステータスアップしていただく必要があるという認識である。

(竹中会長)

評価に関してはいろいろとコメントもあろうかと思うが、最後にまとめていただいたように、大きく3つのグループに分けられる。補助金、交付税のイコールフットィング、運営権と指定管理者の二重適用といった制度面の整合性をとることが1つのグループ。それと、個別のテーマになるが、大変注目をされているクルーズターミナルのコンセッションの仕組みづくりが2つ目のグループ。3つ目が、水道法や繰上償還などの水道部分に関するもの、そういうところがこれから特に今の状況で重要なものになってくという点については、おおむね御同意いただけるのではないかと思う。

最初なので、副大臣、一連の御発言、全部の整理をいただいたのだが、何かコメントでも印象でもあればお願いしたい。

(越智副大臣)

私もこの会合は初めて出させていただいたわけだが、先ほど竹中会長からお話があったとおり、各省それぞれに御努力いただいているということはよく理解できた。また、進捗に差はあるにしても、具体的に進捗している部分があることも感じた。その中で、最後に、クルーズのところと水道のところは、課題が浮き彫りとなっているという意味で、引き続き一生懸命やっていたきたいと思う。

もう一つ感じたのは、PPP/PFIについての世の中全体での理解とサポートが必要だと思う。地域プラットフォームなどいろいろと啓蒙活動を行ったり、制度改善を行う中で、PPP/PFIのハードルを下げていき、各自治体や企業を乗り気にするという世論醸成というか、雰囲気づくりが大変大切だと思った。

(竹中会長)

私から、クларリファイングクエスチョンのようなことを少しだけさせていただきたいのだが、補佐官に整理していただいた検討中の施策のうち、これまでもこの会議で議論になった繰上償還時の補償金の問題について、関係府省について非常に熱心に取り組んでいただいていると聞いており、その点、深く感謝をしている。

そろそろ法律や予算の最終的な締め切りの季節が近づいている。考えて見たら、明日から11月だということであり、この成長戦略の中でも本年中に結論を得ることになっている。具体的な内容と制度設計の担い手を誰にするかという点が大変重要だと思うが、内閣府と財務省と総務省で、この期間に間に合うように結論を出してもらえると、予算の措置とかを考えると、今は11月に差しかかろうとしていて、私のイメージとしては、11月末から12月の初旬の間にそういう具体的な結論を相談していただけるという認識でいいのだろうか。

(北村財務省理財局次長)

4月であろうか、点検会合で、竹中先生のもとで議論をさせていただいたときに、財務省は財政投融资を所管する立場で御説明させていただいた。現在、福田補佐官のもと、内閣官房を含め、4府省で検討をしている。

4月にも申し上げたが、財政融資資金は、利鞘を取らずに貸付けを実施しており、繰上償還を受ける場合の損失が発生するので、原則、これを補償金として求める仕組み。仮に補償金免除繰上償還を行う場合に財源となる財投特会の積立金は、近年、復興財源等で活用してきたために大幅に減少しているという財源制約の問題も御報告した。それから、過去の補償金免除繰上償還の実施と

違うのは、今回は特定の政策目的を実現するためのインセンティブ措置という面が非常に強くあるので、財政投融资制度の持続可能性との間で、どのように両立させられるのかといったことも考えなければいけない。これは制度官庁としての我々の立場である。

これらを踏まえた上で、支援のあり方等を検討する前提として、コンセッション推進のためにどのような支援をすべきなのか、しっかりと絞り込みを行うことが必要だろうと考えている。その上で最終的には要求官庁をしっかりと決めていただき、その要求官庁において、財政法8条の特例となる法律をつくっていただく必要がある。財政法8条というのは、「国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要する」という規定であるが、過去の補償金免除繰上償還の際も、立法措置を講じている。こういったことを頭に置いた上で、今、竹中先生からお話のあったようなことに結論を得ていきたいと考えている。

(田和内閣府政策統括官)

我々、PFI室として、横断的にいろいろと検討させていただいている。具体的にどういう法律でやるのかというときに、我々は、PFI法は当然であるし、地方財政法というものもある。もう一つ、今、厚労省では実際に検討はされていないが、個別具体的な分野として水道法というものも可能性があるのではないかと感じている。

問題は、PFI法でやろうとするときに、我々の観点でいうと、分野横断的にいろいろと検討していくところが必要になってくるわけであり、そのときに関係する繰上償還が必要だといういろいろなデータ、将来にわたってどういう収支になっていくのかというデータも含めて必要になってくる。今、当面は水道みたいなところが懸案事項としては浮上しておるわけであるが、それ以外の下水道だとか、そういったところになってくると、正直に言って、そのデータが集まっていないということが現状であり、我々も繰上償還を実際にやろうとすると、財政審議会も11月、12月には始まってくるわけだが、あとは時間のタイミング、そういう法体系の整理といったところを至急いろいろと検討していけないのではないかと考えている現状である。

(池田総務省自治財政局大臣官房審議官)

基本的には、一番最初に財務省から報告のあったものと同じ認識でいるわけであるが、今、上下水道事業のうち、先駆的な取り組みとなり得るものについて、関係省庁と経営状況等の分析を行っているということであり、そうしたも

のを踏まえてコンセッションの先駆的取り組みを推進するための支援のあり方を、方法、対象要件等の検討が深められる必要があるということである。

どういう方式でやるかというのはこれからまた事務的に検討することだと思うが、以前、大臣の御指導のもとに公債費負担対策が行われたこともあるが、そのときには、地方財政全体の健全化のためということで、全地方公共団体にかかわる制度改正として行われたこともある。一方、財務省の話にもあったが、今回のPPP/PFIを推進するという特定の政策目的を実現するというのもあるので、そのあたりも考えて行う必要があるかということで、認識しているところである。

(竹中会長)

私も政策の勉強を少しはしているので、おっしゃることは非常によくわかる。非常によくわかった上で、成長戦略の中で本年中に結論を得ることになっているので、これまでも検討してくださってきていると思う。時間的な制約がありますので、今のような点を踏まえて、決して去年と同じ議論の繰り返しにならないように、そういうことにはならないと思うが、どうしようもないから、総理、官房長官に決めてくださいということは決して好ましいことだとは思わないので、しっかりと成長戦略に書かれたように本年中に結論を出していただく方向でぜひお願いしたいと思うし、その確認をしたかっただけなので、そういうことでよろしいだろうか。

(「はい」と声あり)

(竹中会長)

それでは、厚労省に確認したいのだが、水道関係だが、これは精力的に検討を行っていただいていると十分に理解している。大変ありがたいと思っている。今後、制度設計の仕上げになると思うのだが、制度設計は国が行い、使われるのは地方自治体になる。こういう関係でいうと制度設計は本当に難しいと思うのだが、つくった以上は使われないと意味がないので、地方自治体とは対話を進めていただいているという理解でよいだろうか。

(橋本厚生労働省大臣官房審議官)

先ほど説明したような観点で、具体的な制度改正の内容を検討中である。内閣法制局とも条文をもとに議論している最中ですが、ある程度こんな中身にするのかなというイメージができた段階で、今、具体的にコンセッション方式を御検討しているような自治体との間で、意見交換をさせていただきたいと思っている。

(竹中会長)

ぜひそのようにお願いしたいと思う。

クラリファイイングクエスションの最後に確認したいのだが、クルーズターミナルのことである。これは、先ほど言ったように、政府部内での関心も非常に高く、一般国民の関心も高い、シンボリックなプロジェクトだと思う。

この件で、3月に高島市長がお越しの際に、市長との間で3つの原則にのっとしてやっていきたいと思いますと議論をしたと思う。グローバルスタンダードにのっとした仕組みをつくるのが1番である。2番目は、ユーザーにとって魅力的な仕組みをつくる。3番目、仕組みづくりに全ての省庁が協力する。そういうことであつたと思うのだが、これは国交省の港湾局、都市局、内閣府、そういう原則を踏まえて取り組みを進めていただいているという理解でよろしいか。

(菊地国土交通省港湾局長)

今、竹中先生がおっしゃっていただいた観点で、しっかりと検討を進めているという認識である。

(竹中会長)

都市局、内閣府もよろしいか。

(廣瀬国土交通省都市局技術審議官)

検討を進めている。

(木下内閣府PFI推進室長)

内閣府でも、PPP/PFI推進タスクフォースで検討している。

(竹中会長)

今回の説明とフォローアップで、関係府省に精力的に取り組んでもらっていることは、私も十分理解して感謝をしている。先ほど福田補佐官の説明で「検討中」に分類された内容について、次回には再度この会合でフォローアップができるように、さらに進めていただきたい、準備をお願いしたいと思う。特に、法律、予算等にかかわるものについては、間に合わなかったということにならないように、しっかりと議論を進めていただきたい。また、「進行中」に分類された施策についても同時にフォローアップをして、ランクダウンにならないようにお願いしたいと思う。

フォローアップに先立って、毎度恐縮であるが、福田補佐官にはぜひタスクフォースでこの交通の整理をお願いしたいと思う。

(福田大臣補佐官)

先ほどの繰上償還の御説明ですが、どういう基準でやるか。そのための前提のデータ整理をどうしていくか、そういうところは非常にテクニカルな部分もあるかと思いますが、一緒になって答えを探らせて頂きたいと思う。よろしくお願いしたい。

(竹中会長)

今後の会合の進め方については、先ほどお示しした私の案に政務の皆様の御意見も反映させて、また事務局にて固めてもらいたいと思う。

それでは、引き続き、補佐官も協力をよろしくお願い申し上げたいと思う。

3つの論点に沿って進めるという大枠はこの場で合意をいただいたという前提で、これまでの議論を踏まえて、今後の進め方については、事務局にまとめてもらうことにする。

最後に1つだけ、本当にこれは重要な問題だと思うし、同時に難しい問題だと思います。集中強化期間を今年度に控えて、これをやり遂げなければいけないのだが、この議論を一番最初に出した時点で、私はデンマークのAPMターミナルズの話とかヴェオリアの話をしていただいた。成長戦略として議論しているということは、APMターミナルズという世界70カ国近くで港湾の運営をやっている企業が実際にある。日本にはない。それは日本ではそういうことがまだできないからだ。ヴェオリアは世界数十各国で水道事業をやっている。ヴェオリアは日本に進出しようとしているけれども、日本にそういう企業がない。それは日本でやらせてもらえないからだ。今、その集中強化期間で、しっかりと足元を固めなければいけないのだが、その先には、どういうふうにしたら成長産業、成長を担えるような企業が日本に出てくるだろうか。事業主体が出てくるだろうか。そういうことをぜひ念頭に置いた上で、足元の問題をしっかりと議論を賜りたいと思う。

猪瀬さんが副知事的时候に、ヴェオリアというのは3兆円規模ぐらいで水道だけで1.5兆円の売り上げがあると聞いたが、東京の水道局は3,000億円ぐらいの規模があつて、日本は1,300もの水道の事業主体があつて、小さいのだが、東京は大きいわけである。なので、そういう東京の水道局みたいなものを民間化して育てて、世界に打って出るようなものにしたいという話を、猪瀬さんはしておられたわけである。今後、そういうことを視野に置いて、だからこそ足元

をどう固めるかという議論をお進めいただきたいと思う。これはまた先の話であるが、成長産業だと。

もう一つ、この間、新浪さんとお話しする機会があったのだが、我々は経済財政諮問会議で、行革、財政再建の観点からこのコンセッションにこれから大変注力をしていくということだと思う。そういうところは私たちもしっかりと相談して連携をとるので、何とぞ各府省の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

(越智副大臣)

竹中会長を初め、皆様の熱心な議論に心から感謝を申し上げるとともに、前向きな検討を進めていただいている各府省の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思う。

本日の議論の中で、いまだ解決していない課題も残されているが、PPP/PFI、その中でも特にコンセッションは、新たなビジネス展開と財政健全化を図る上で極めて重要な施策であると考えているので、各府省にはさらなる御検討をよろしくお願いしたいと思う。引き続き、会長、各府省の皆さんに御協力をお願いする。